

公的医療保険制度②

※ 本資料の内容は2022年4月時点の社会保障制度に基づいて記載しています。

傷病手当金

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

傷病手当金は、次の(1)から(4)の条件をすべて満たしたときに支給されます。

(1) 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること

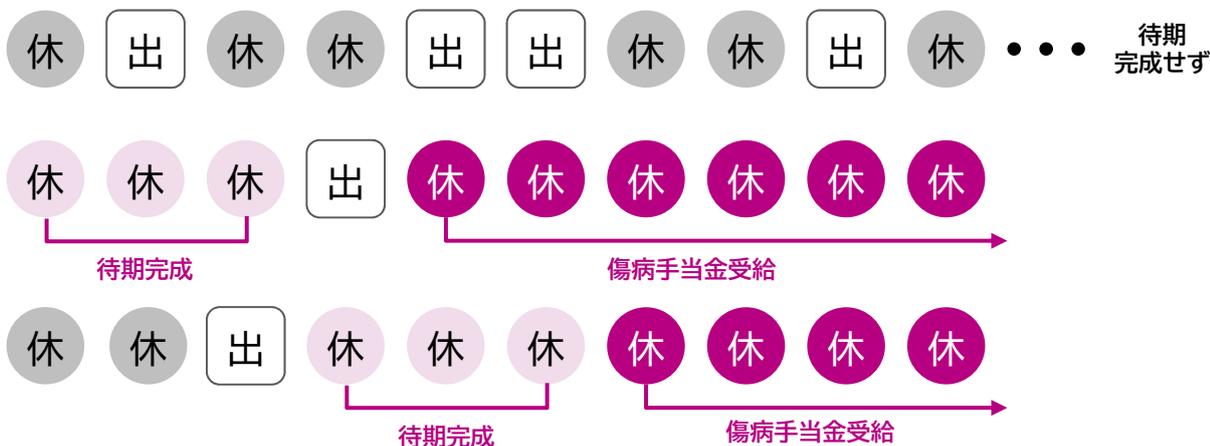
※ただし、業務上・通勤災害によるもの(労災保険の給付対象)や病気と見なされないもの(美容整形など)は支給対象外です。

(2) 仕事に就くことができないこと

※仕事に就くことができない状態の判定は、療養担当者の意見等を基に、被保険者の仕事の内容を考慮して判断されます。

(3) 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと

● 「待期3日間」の考え方



※業務外の事由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ日から連続して3日間(待期)の後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。

※待期には、有給休暇、土日・祝日等の公休日も含まれるため、給与の支払いがあったかどうかは関係ありません。

※また、就労時間中に業務外の事由で発生した病気やケガについて仕事に就くことができない状態となった場合には、その日を待期の初日として起算されます。

※待期3日間の考え方は会社を休んだ日が連続して3日間なければ成立しません。

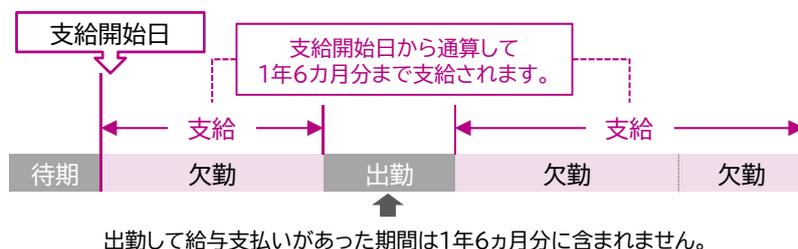
※連続して2日間会社を休んだ後、3日目に仕事を行った場合には、「待期3日間」は成立しません。

(4) 休業した期間について給与の支払いがないこと

※業務外の事由による病気やケガで休業している期間について生活保障を行う制度のため、給与が支払われている間は、傷病手当金は支給されません。ただし、給与の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。

支給される期間

傷病手当金が支給される期間は、支給を開始した日から通算して1年6ヵ月分です。



支給される傷病手当金の額

1日
あたりの
金額

=

支給開始日*1以前の
継続した12カ月間の
各月の標準報酬月額
の平均

÷

30日

×

 $\frac{2}{3}$

*1 支給開始日は、一番最初に給付が支給される日のことです。

支給開始日以前の期間が12カ月に満たない場合

支給開始日以前の加入期間が12カ月に満たない方の支給額は、次のいずれか低い額を使用して計算します。

①支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均

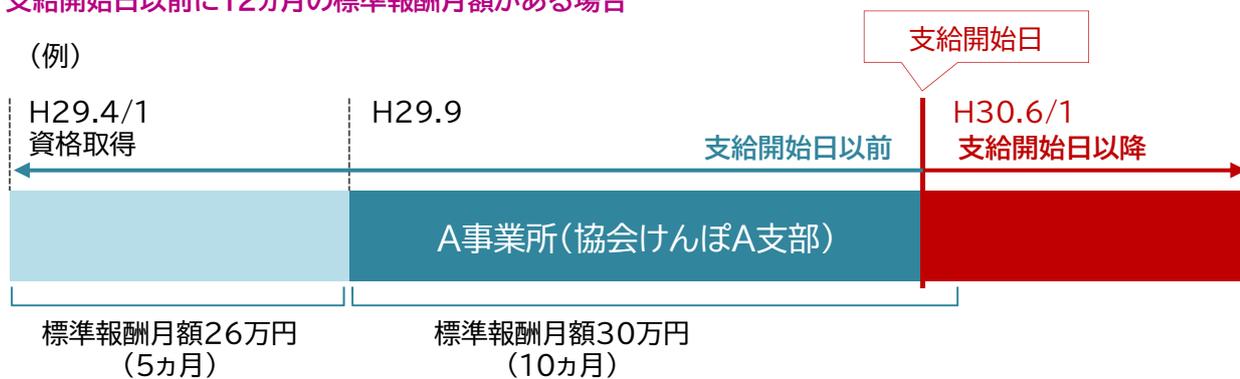
②標準報酬月額の平均値

30万円*2：支給開始日が平成31年4月1日以降の方

*2 当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額

支給開始日以前に12カ月の標準報酬月額がある場合

(例)



支給開始日以前の12カ月(H29.7~H30.6)の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

$$(26万円 \times 2ヵ月 + 30万円 \times 10ヵ月) \div 12ヵ月 \div 30日 * 3 \times \frac{2}{3} * 4 = \text{支給日額 } 6,520円$$

*3 「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します。

*4 「2/3」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します。

資格喪失後の継続給付について

資格喪失の日の前日(退職日等)まで被保険者期間が継続して1年以上あり、被保険者資格喪失日の前日に、現に傷病手当金を受けているか、受けられる状態【「傷病手当金」の(1)(2)(3)の条件を満たしている】であれば、資格喪失後も引き続き支給を受けることができます。

ただし、一旦仕事に就くことができる状態になった場合、その後更に仕事に就くことができない状態になっても、傷病手当金は支給されません。

医療費助成制度

健康保険では業務外で生じた病気やケガをしたときに療養の給付を受けられますが、未就学または義務教育期間中の子どもや難病と診断された方等に対して、医療費の助成が受けられる制度があります。

子ども医療費助成制度、指定難病医療費助成制度等があります。

この書面は、お客さまへの情報提供を目的として作成したものであり、特定の生命保険等の売買を推奨、勧誘するものではありません。また使用している各種データは書面作成時点で取得した情報に基づくもので将来変更される可能性があります。